

長与町議会議員政治倫理条例に係る  
調査特別委員会会議録

(平成29年 8月 7日)

長 与 町 議 会

長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会会議録

本日の会議 平成 2 9 年 8 月 7 日

招集場所 長与町議会議事堂（会議室）

出席委員

委員	長	喜々津	英世	副委員	長	金子	恵
委員		浦川	圭一	委員		中村	美穂
委員		安部	都	委員		饗庭	敦子
委員		分部	和弘	委員		岩永	政則
委員		山口	憲一郎	委員		堤	理志
委員		河野	龍二	委員		吉岡	清彦
委員		竹中	悟				

欠席委員

委員 安藤 克彦

出席委員外議員

議長 内村 博法

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本 圭介	議事課長	富永 正彦
課長補佐	細田 浩子		

本日の委員会に付した案件

長与町議会議員政治倫理条例に関する調査について

開 会 13時30分

散 会 16時15分

#### ○委員長（喜々津英世委員）

定足数に達しておりますので、本日の会議を開会をいたします。なお冒頭申し上げておきますけれども、安藤委員が監査委員としての仕事、それから安部委員も若干遅れるということで連絡はいただいております。定足数に達しておりますので、第4回長与町議会議員政治倫理条例に係る調査特別委員会を開会をいたします。本日は傍聴者も、初めての方もおられますので申し上げます。傍聴席では私語及び騒ぎ立てること等のないように、これは禁止されておりますので、御協力をお願いをいたします。それでは、本日は第4回の特別委員会となります。第1回は6月6日の全協での説明等を受けて問題点や疑問点等の論点の整理を行いました。第2回は教育委員会に来ていただいて、それぞれ質疑いたしました。また前回、第3回は西岡議員に出席を求めて、それぞれに新聞報道に係る事実関係等について説明を受け、質疑を行いました。これまでの調査、質疑等の中で新たな疑問点、答弁が食い違う点等も多々ありましたけれども、新聞報道に係る実態把握は概ねできたものというふうに思っております。したがって、これからは政治倫理条例問題について調査を進めて参りたいというふうに思っております。そこで、事前に配布をしておりました第2回、第3回の会議録にお目通しをいただいたものと思っておりますけれども、これはまだあくまでも完全な形ではなくて、未定稿ということで、皆さんに送っておりますので、若干、文言が整理ができていない部分もあろうかと思いますが、御了承いただいております。そこでまずはじめに、会議録を踏まえていろいろ疑問点、問題点等があれば、まず皆さん方に意見を出していただいて、話を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。どなたからでも結構であります。御意見はありませんか。

山口委員。

#### ○委員（山口憲一郎委員）

疑問点というよりも、やはり2回目3回目と参考人聴取を、来ていただいて、もうこの議事録を見た感じではもう、これ以上のものは聞き出せないのかなという、私自身の考えでありまして、倫理条例についても、もう今回はどのような方向性で行くのか、そういった方を決着をつける意味ではそういった方向性に持っていった方が私はいいのではないかなという考えを持っております。以上です。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

吉岡委員。

#### ○委員（吉岡清彦委員）

今委員長が3回目で実態把握ができたものとはっきり言われたわけですが、実態把握ということはまだ、新聞報道の実態把握ということは、そこだけで済んだのかなとちょっと疑問点があるわけですが、前回もちょっと言いましたけども、これに関しては、商工会とあるいは農協とか、まだそういう点の実態把握に入っていないような気が

しますということで前回もちょっと言ったわけですけども、そういう点は今後、委員長としてこれで実態把握がもう終わったという形になるのか、そういう点はちょっとこう、私は疑問に思っておるところです。

○委員長（喜々津英世委員）

委員長としてどう思うかということでありますけれども、これについては、まだここで私の意見はこうだということは申し上げない方がいいだろうと。皆さん方の意見を聞いた後、判断をさせていただきたいと思いますが。他にありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今お2人の意見は今後の方向性の意見だというふうに思うんですけど、一つは先ほど委員長が言われた、この間の話を聞いての疑問点という部分ですけども、前回そのやはり倫理条例に抵触するのではないかというふうな、本人に対してもそういう意見を、そういう趣旨の質問を同僚議員から出て、西岡氏については自分個人で行ったんだというふうな説明をするということで、これは明らかに、そういうことはもうこの間ずっと委員会の中で議論されて、そういうことは考えられないというのが、一定大方の皆さんの御意見、感想ではないかなというふうに思います。ここの部分についてはもう倫理条例に抵触する部分がもう明らかにあるというふうに思います。ただやはりその方向性のところでちょっと意見を言わせていただきますけども、教育委員会の話を聞いた。西岡氏本人からの話も聞いた。で、もう1人副町長が5月の12日に西岡委員と会った後、大きく変わってるということで、やっぱり副町長からの話も聞く機会をつくった方がいいのではないかなど。先ほど吉岡委員から言われましたその他の関係するところ、部分についても、可能であれば、私も聞いたほうがいいのではないかなというふうに思いますけども、そこがその倫理条例との兼ね合いでどうなるのかというところはあるんですけどね。可能であれば、検討していただければというふうに思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

私も議事録についてはないんですけども、今後の方向性としてどうするかというところでは、そもそも目的というところでは、政治倫理条例に係る調査特別委員会ですので、政治倫理条例に係るところに関して、新聞報道の真意においても、その部分も中心に確認をしてきたところかなというふうに私は思っております。なので、真意に関する確認は私は前回した教育委員会と、西岡議員の分ではほぼ理解できたのかなというふうに思っております。ただ副町長がどうなのかなというところはありますけれども、その分で副町長がしたほうがいいというのであれば副町長を呼んでいただく。あとJAと商工会に関しましては、直接その倫理条例に係るところはあまり無いのかなと

いうふうに思うんですね、その中で商工会と西岡議員の問題はあろうかとは思いますが、JAに関してもあろうかと思いますが、それが直接関係するようには私は感じないのでその辺は必要ないかというふうに思っております。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。

金子委員。

**○委員（金子恵委員）**

私の意見としては河野委員の意見に近いんですけども、この政治倫理条例に係るところで、結論としてはその抵触するか否かというところに結論は持っていくと思うんですけども、そこに至るに当たって2回、教育委員会と西岡議員を呼んでの委員会を開いたわけですけども、この会議録を見ていると整合性がとれていないところとか、ここは嘘じゃないですけど、ちょっと疑わしいなという部分とか多々あるんですね。プラス副町長からの話もまだ聞いていないというところと、最終的に抵触する、しない、ここを結論を出すに当たって、まだ材料が足りないのかなど。やはりJA及び商工会等呼んで、再度委員会を開いていただいて、それを材料に最終的な結論を出していただきたいというふうに思います。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

今回の特別委員会の設置目的というのが、新聞報道に係る今回の問題の実態把握というのが一つですよね。この実態把握について言えば、今、何人かの委員がおっしゃられたとおり政治倫理条例とは別問題としての実態把握という点では、商工会なりJAなりの考え方なり、言い分というものはあるんじゃないかと。そのあたりも聞いて、実態の解明に努めたほうがいいんじゃないかという点では、先方がもし応じてくれるというようであれば、来ていただいて、話を聞かせていただきたいというのが一つと、それからもう一つはやはり副町長ですね。今回の件では、副町長の発言というのが大きく事の事態を大きく左右する発言をされて、私から見れば、今回の発言が、副町長の発言が大きく事態を動かした事を考えますと、副町長の考えといいますか、なぜ教育委員会に自分の意思を伝え、何とか調整できないのかという発言がなされたのか。このあたりの趣旨、意味をよくお聞きしたいというのが一つ。あと本人の倫理条例については、これは、本人はあくまでも個人としての行動である、先日のお話では御本人としては全く自分としては非はないんだということで終始したということでこれはもう本人の意見ですので、あとは我々がどうそれを捉まえるかということだというふうに思います。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。

分部委員。

**○委員（分部和弘委員）**

この特別委員会の目的になってます給食米に関する新聞報道実態に関する件と、長与町議会議員政治倫理条例へ抵触に関する件だというふうに思うんで、ほぼこれは聴取はできてるのかなというふうに思っております。先ほど抵触に係る件、堤委員の方から出てましたけども、一個人というような受け答え、答弁もありましたんで、それをどうこうとこっち側で言える言えないというような部分も出てくるのかなというふうに思いますし、ここらへんはすぐ、いろいろ給食米に関しては、JA他いろいろと御意見出てますけども、この調査目的の2点に関して絞っていただいて、タイムリーな特別委員会になってほしいなというふうに私は思っております。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。まだ意見を言ってない人。

中村委員。

**○委員（中村美穂委員）**

私も今の分部委員がおっしゃったように、この特別委員会の目的っていうのは、新聞報道にあられた、私に関わっている元々の商工会との契約、西岡議員との契約ということで西岡議員が来庁されて抗議といいますか、お話をされたことが倫理条例に関わるかどうかということで、この委員会が設立されたのだと思うんですけども、倫理条例に関るかどうかというか、それを突き詰めるものなのか。倫理条例に抵触した場合、罰則規定は恐らくないんだと思うんですけども、この委員会の設立の目的にしたら、そこが一番の問題なのかなと思います。今商工会の方とかJAの方とかというのが話が出てきてますけれども、その方たちはお米の納入に関しては、この契約に対しては非常に関わっているわけですけども、本筋の問題としてはJAとかにまで聴取を求めるものであるのかというところがありますので、私は、この先ほど副町長の御意見をと言われる委員もおられましたけども、これ以上の調査は必要ないのではないかと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

確認をしますが、これ以上の調査を必要ないというのは、商工会を呼ぶとか、そういったことがという意味ですか。

中村委員。

**○委員（中村美穂委員）**

私としては、商工会、JAを呼んで聴取するという必要はないという意味で、そこを伝えたということで。何かしらの最終的な内容のまとめは必要かと思っておりますけれども、今後の委員会について、その聴取、JA、商工会、副町長を含めての聴取は私自身は必要ないのではないかと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。

竹中委員。

### ○委員（竹中悟委員）

私は何か新聞のための委員会みたいな感じがするんですね。実質、教育委員会と本人から聴取をした中では、私は何もそういうプレッシャーをかけてませんよという本人のお話、それから受けとめ側の理事者側の方は、そういう受けとめをしませんよと。自分で判断しましたという話が、議事録でも載ってるわけですね。ただ、しかしこの委員会自体は抵触をしたんだという前提のもとに話が進んでるような感じがするんですね。これはもう何回も申し上げたようにやはり平等に判断しないと、先ほど同僚議員で、もうなんか既に抵触してるんだからと、そういう感覚を与えるような発言は私は好ましくないと思うんですね。ですから、今後どうやって進めていくかという方向を先に進めたほうがいい。それと私もそのJAとか商工会を呼んでも、そう話にはならないんじゃないのかなと。参考にならないんじゃないのかなと。そういうふうに思います。もうこれだけの報道を聞いてるんですね。それと、この中での1番の原点は新聞報道だけであって、誰が得したか誰が損したのかとかいうお金とかなんとも動いてないし、物質的なものもあってない。ですね、利害もそんなに生まれてない。こういう状況でどこまで進むのかなと。悪いことをすればしたで、当然結局それだけの処罰を受けないといけないと思うんですけど、今私は、教育委員会、本人が言った事をだいたい90%は納得させていただいている。ですから、今後の方向に向かってどうやってこれを収束していくのかなと。収束というよりも結論をどうやって出していくのかなというのが一つの問題ではないのかなと。強いて言えば、この問題は30年までの契約の中での話ですから、西岡議員だって個人だってね、商売上契約をしてる時、途中で要は、他のところにぽっと変えられると、これどうしたんですかというお尋ねは当然やるわけですから。これは、議員だって商売人だって個人だって誰でもこの中で契約をしてるわけですからね。急にえられたらどうしてですかという違和感はやっぱりあると思うんです。その辺の受けとめ方を今問題になってるというだけの話であってですね。ですから私としては今後どんな形で、最終的に結論を持っていくのかと、進め方について議論すべきじゃないかなと、そのように思っています。

### ○委員長（喜々津英世委員）

他に。

浦川委員。

### ○委員（浦川圭一委員）

やりとりにつきましては、今までの会議録をいただいておりますので、もう大体この中で自分は理解したということしておりますけども、まずこの前提となっております倫理条例3条の、今回の契約が町の契約になるのかどうか。これは前提だと思うんですよね、この抵触するかしらないかという中で。ここをこの委員会の中で明確にさせていただきたいということと、あと次は、聴取をしたわけですから、3条の2項で、議員が疑義を持たれたときは責任を明らかにしなければならないというのがありますので、ここは、もう

ここの部分に持たれたのは事実なんですから、ここをしっかりと本人にやっていただくということで、次に進んでいただければと思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

岩永委員 1 人だけ残っております。

岩永委員。

**○委員（岩永政則委員）**

この特別委員会の主旨につきましては、向こうからもちょっと出ておりましたように、一つは給食米を巡る実態調査把握ですよね。これの結果の、数回やったものをこの前配布をしてもらって、それを今議題になっておるんですが、今委員長の議題は今までの会議の中の議事録について、議事録について問題点とか疑問点がありませんかということ今議題にされておるわけですね。その議題に対して、もっと先に進めていただきたいという意見が、冒頭にあったんですけども、途中で、今後の進め方についてもどこを呼んだらいいとか、そういうことを今議題にしてないところまで話っておりますので、そのあたりは委員長がもう少し整理をしていただいて、あくまでもこの議事録についてまず、疑問点、不明な点がありませんかということ今議題にしておるわけですから、その点に焦点を絞って、それでもしなければ、今後の運営について今まで教育委員会、それから西岡議員本人ですね、これを聞いてきたけれども、まだ他に、農協とか商工会があるという話ですから、その点についていかがでしょうという意見を受けるというようなそういう議題の設定をしながら進めていかなければ、あっち行きこっち行きになっていくんじゃないかと感じます。それと今までの教育委員会の説明なり西岡議員の説明なり、前回も私申し上げましたが、お互い協議をしてスムーズに進んでおるわけですから、非常によかったんじゃないかなということ今申し上げました。したがって、皆さん方で今後について、そういう J A なり、商工会が是非するなり多数決なりで呼んだ方がいいよということになれば、私はそれはそれでいいんじゃないかということ今、今後の問題としてありますので、会の進め方として、委員長、整理をして進めていただければありがたいなというように思います。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

委員長の議事の整理点について今御批判をいただきました。これは先ほどの会議録を踏まえてという話をしましたが、これを取り消して、今後の進め方ということで皆さん、それぞれ意見をいただきましたので、岩永委員にそっちの方の意見をお願いいたします。

**○委員（岩永政則委員）**

御指名をいただきまして、今後の進め方としての議題として今設定したという理解でいけば、例えば、1 番大事なものは新聞にも載っておりますが、これはあまり重視する必要ないのかなと思うんですが、やっぱり事の根底なり、基本になるものは、教育長が迷ったという、ぐらぐらしたということとあわせて、影響がなかったと言えば嘘になるというような表現があったわけですね。これが、今までの 2 回 3 回の会議の中ではつき

りしたのが、教育長は言っていないわけですよ。結論としてね。影響があったからこうなんだということじゃなくして教育長は、西岡氏が相談に来たのでね、だから相談に乗って最終的な結論は自分が出しましたよということを何回となくこの場でも言うておられるわけですね。したがって、それは誰が言ったのかと、それなら。そういうことから次長が言ったということでされておるわけで、このあたりは1番大事かなと思っておったんですが、今後の進め方としては、次長の説明を求める必要もあるのかなという感じはしておるんですが、そこまで行かなくても、教育長がもう相談に来たから自分で決めたと、もうはっきり言われるわけですからね、それでいいんじゃないかなというように思います。農協、商工会については、倫理条例云々ということとは若干切り離して考えてもいいのかなという感じがします。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

それぞれ全委員から今後の進め方について、今、意見をいただきました。商工会、農協と、前回の第3回で吉岡委員からそういう御提言もあっておりましたけれども、こういったものについて呼ぶ必要はないのじゃないかと。あるいは呼んで、もう少し説明をすべきじゃないかという議論がありました。これは前回の第3回の特別委員会の中で、議会事務局の富永議事課長から今回の問題は、政治倫理条例に関する調査特別委員会であるということ、それから新聞報道では、教育長、副町長、西岡議員、西岡議員という固有名詞は出ておりませんが、この3人の方のインタビュー、取材記事、こういったものが載っておりましたし、これ以外の商工会とか農協等の記事というのは、文言としてありましたけれども、インタビューの取材記事は無かったと。そういうことから考えると、教育長、副町長、西岡議員の説明、質疑、答弁を踏まえて、特別委員会としてどう結論を出すかという、そういうふうにするということを富永議事課長が説明してくれました。確かに、真相を究明するという意味では、商工会、農協を呼ぶということは大事だと思いますけれども、どなたか言われましたけれども、商工会を呼んでも、商工会と西岡議員、内部の問題であって、倫理条例とは何ら関係のない問題になってくるわけですね。したがってそういう意味では、私もよくよく冷静に考えてみると、その外部の商工会等の団体を呼ぶということについてはやっぱりこの特別委員会としての権限の範疇外と、そういうふうになります。ただ、先ほどから出ておりますように、副町長あるいは教育委員会の関係者、ここらへんについては、まだ疑義があるということであれば、これは内部の問題ですから、当然説明を聞くということは可能かと思しますので、そういう意味からいきますと、私1人でこれをどうするという事は決めかねますので、皆さん方に採決という形で判断を仰ぎたいと思います。

まず、商工会、農協、外部の関係者を呼んで、参考人として聴取をすべきだと思われる方は挙手をお願いいたします。挙手少数です。したがって、一応この特別委員会としては、外部の団体を招致して意見を聞くということについては、しないということを決定をさせていただきたいと思っております。よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

それでは、先ほど冒頭申し上げましたけれども、未定稿ではありましたが、会議録を皆さん方のお手元に送っておりました。これを踏まえて、さらに疑問点等があればこちらへんについてまず、議論をしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。どなたからでも結構です。山口委員。

#### ○委員（山口憲一郎委員）

議事録で、前回、聴取を行ったわけでありまして、前回は西岡氏やったんですけども、西岡氏に対して、質問の中で、4回役場に訪れているということでその中で2回は、教育委員会から呼び出しだったということで2回は自分で来たということ、これは確認をされたのは確かであります。それから、分部委員だったですかね、西岡屋でのポジションはどこにあるのかというところで、お手伝いという感じで、個人でお手伝いをしてるということでまた確認をできたと思います。それから、そういった意見が出た中で、やっぱり私は、本人は個人で来た、こういう思いで言われておりますけども、やはり前回の委員会の中でも出ていましたように、議員になってからはやっぱり当選をして負託を受けたからにはやっぱり24時間議員である、365日議員であるということはやはり、議員に間違いないと。私はそういうふうに思っております。そしてまた教育委員会として、西岡氏からの圧力は無かったのかという意見に対して、圧力を受けたというように、教育長じゃなくても、教育委員会の中からそういう言葉が出たということは、やっぱり一つの、受け取ったということで、やはりそういった意味では、私はこの倫理条例の1条に書いてありましたけども、いやしくも権限または地位による影響力を不正に行行使して自己又は特定の者の利益を図る。この部分に私は当てはまるのではないかと思います。そういった意味で私は、私自身の考えは抵触してるんじゃないかなという思いがしております。以上です。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

今のは山口委員の意見ですよ。書かれとることに対して疑義ではなくてね。できれば整理をするために、後でそれぞれの部分に抵触するのか。例えば、議員として行ったのではないんだと、個人として行ったんだとか、そういったことについては、また個々に皆さん方の意見を集約したいというふうに思っております。とりあえず2回3回の会議録を踏まえて、ここ問題だとか、そういったものがあれば意見を聞かせていただきたいと思っております。他にありませんか。

金子委員。

#### ○委員（金子恵委員）

先ほど、西岡議員は個人で来られたということで、疑義があったようですけども、第3回の西岡議員の、参考人でいらっしゃったときの委員会の中で、安藤議員が西岡ヨシコさんから指示を受けて来られたのかという質問に対し、指示というわけではござい

ませんが、というふうな答弁だったんですけれども、その後安部委員から、西岡屋の代表であるヨシコさんがその点抗議に行かなかったのはなぜかというふうな内容の質問をされたときに、その時点で西岡議員は、おまえが行ってこいという形でお聞きをしましたというふうにおっしゃってて、ここにも、御本人が言ってる答弁の中でも前後違う点があるのかなということと、それと5月2日、5月2日は本人が副町長のところに行かれているわけですけれども、この日は長与町の臨時議会があった日で西岡議員個人はいつも議員バッジをされているので、わざわざそれを外していったというふうには、これ私の意見ですけれども、考えですけれども、考えられないんじゃないかと。議員バッジしたまま臨時議会の後に行かれたのであれば、いくら本人が個人個人と言っても、議員の立場でしか、相手の方は受け取れないんじゃないかという疑惑が、前回西岡議員に来ていただいて話を受けた後に思ったことです。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。

河野委員。

**○委員（河野龍二委員）**

少し関連しますけど、饗庭委員が、副町長に行かれた理由は何か教えてくださいというふうに言われて、このときに、西岡議員はずっとこの間、契約の確認に行ったというふうに言われてるんですけど、副町長のときにも確認であると、確認だというふうに。本来副町長が何の契約がされてるのかっていうのは分からないわけですよ。副町長に契約の確認なんて言ってもまず無駄なことであって、明らかに副町長に何らかの働きかけをしてほしいというふうな思いがあったとしか受け取れないので、ここは十分に確認する必要があるんじゃないかなというふうに思います。あと、西岡議員の答弁でもよく分からなかったことが、これも饗庭議員が聞かれてるんですが、西岡議員が来たら、何かしてくれるのではないかという思いがあるのではないかというふうにに対して、言ったことにより発注量が変わるなら分かりますが、現状変わっていないというふうに言われてるんですね。ここはずっと変わったと私は認識してるんですよ。農協に6月納めると。で、6月7月に分けてすると。その足りない分を、西岡屋と中村米穀店にというふうに、これは変わってるんですけど、ここは変わってないと主張、この間、その後も私が何度かするんですけども、いや発注量は変わってないというふうな、こう答弁をされてきたと。ここも改めて変わったかどうかというの確認すべきではないかなと。これ教育委員会では変わったように説明があるんですけどね、非常にそこら辺がまだ、十分理解が進んでないところですので、もう一度確認すべきではないかなというふうに思います。今気づいたところは以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。まだ、西岡議員あるいは副町長、教育委員会には確認することが、新たに確認することが出てきたという意見が今の3人の委員の意見だと思います。他に

ありませんか。河野委員。

○委員（河野龍二委員）

議事録の中で、副町長に出てきてもらう場合は、総務課なりの対応になると思うんですけども、教育長に西岡議員が会うとき、副町長に会うときに、これ同じ答弁になると思うんですけども、職員とどなたかアポを取ったかというふうに見ると、教育委員会の窓口でいらっしゃいますかという形でお尋ねしておりますというふうに答えてるんですね、副町長のときはどうかって聞いたら副町長ときも同様だと。で、ここは私も説明したんですけども、町長、教育長に会うときに、議員だから職員も、そこを、いらっしゃいますというような形で通すというふうにはですね。教育長も答弁しましたが、業者と会うことはまずないというふうに言われてる。西岡氏が個人で行ってるのは業者なんですよね。ここでは会えないはずなんですけども、結果的に窓口で、想像されるのが、教育長いますかというふうな形で職員に尋ねて、いらっしゃいますということに通ってるんですね。職員は議員というふうな形でしか見てないというのがもうこれ明らかなんですけども、改めてやっぱり職員にそういうときに対応をどうされたかと。個人で来たというふうに見ても、確認をしたいというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

議事録に関してじゃないんですけど、この議事録を確認して、それをまた確認するような方向で進めていかれるんですか。あくまでもこれはこの間、私たちが疑問に思ったこと言ってそれを答えていただいた、それが術かなと。それが答えになってないところもたくさんあります。しかしながら、それをまた一つずつしていくというふうに進めていくのか、そうすると、本来であれば、この間それは徹底的にそこまでして終わらなければいけないのではないかとこの間というふうに思うんですね。あくまでも議事録はもう経過をしましたという内容ですので、それで大きな問題があれば、そこは大きく取り上げてここで議論しなければならないですけども、問題は、抵触するか否かというところがもう論点かなと思うんですね。それに必要な分は議事録でおかしい部分は訂正は要るでしょうけれども、それに関しない部分、恐らく何度聞いても、西岡議員の先日の態度を勘案すると変わらないであろうと予測できます。これがこうだったですよということはないであろうと。では、個人はそう思うけれども、じゃあ私たち議会体としてはどうなんだということを話し合うべきではないかと思うんですね。この議事録にこだわって進めるっていうのはちょっと違うのではないかと思います、いかがでしょうか。

○委員長（喜々津英世委員）

御指摘はよく分かりますけれども、最終的にはこの2回3回の会議録を見た中で、新たにいろんな問題が出てきたものがあれば出していただきたいと。その上で申し上げて

おきます。先ほどから出てまいりましたけれども、議員として行ってない、個人として行ったんだと。これはもうまさに、議会議員の政治倫理条例に直接関係のあることなんですね。それと、発注が減つたらんけんが、圧力をかけたことにならんやろうという、要約すればそういう言い方が西岡議員の答弁。こころへんについてはまたこういう項目に絞って皆さん方の意見を聞きたいと思います。他にありませんか。

金子委員。

#### ○委員（金子恵委員）

西岡議員の答弁の中で、電話1本で、文書で通知すべきだっていう部分が多々あったわけですが、この文書で通知をするっていうのは、御本人が1番最初に、5月2日に来庁してある程度説明を受けた時点で、その時点で言えばよかったことで、後になって、3回目の特別委員会の中でこれをいうというのは、もう後づけにしか聞こえなかったんですけど、その点がちょっと1点気になりました。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

今のは電話1本でと、文書で通知をすべきだということを繰り返し、説明、発言をされた、そのことについてのお話だったろうと思います。他にありませんか。2回、3回の会議録、ここではありませんか。それでは、無いようでしたらここで、先ほど言いましたけれども、第3回の特別委員会の調査の中で、議員としては行ってない、個人として行ったんだと、こういうことが恐らく12～13回発言をされたというふうに思っております。それから次が、圧力はかけてないと。相手がどうとるか分からんけども自分は圧力をかけてないんだと。そういう言い方でありました。それと、実質発注は変わってないから圧力をかけたことには繋がらない、こういう答弁をされております。もう一つが今の、こういう大事な問題は電話1本ですべきじゃない、文書で出すべきだ。この四つが大きな、この前の第3回の委員会の中で議員の答弁として多く出てきた内容だったと思います。そこで、まず前回、饗庭委員から、我々議員は24時間365日、第三者から見れば議員として見られておる。自分たちもそうでなくちゃならんという話があったと思いますけれども、この点について、お伺いしたい。というのは個人としての行為は政治倫理条例には抵触しないんだと。そういう考え方に基づいた発言じゃなかったのかなという、私は個人的には穿った見方をすればそういうことになるのかなと。これは本人に聞いてみなければ分かりませんが、そういったことを思いましたので、個人としてしたことと、議員としてではないんだということが、我々が作ったこの政治倫理条例に当てはめると、これがそのまま認めていいのか、よくないのか。そういったことになっていきはしないかなという思いがするものですから、まずこころへんについて、皆さん方の御意見を聞かせていただければと思います。どなたからでも結構です。

金子委員。

#### ○委員（金子恵委員）

その点なんですけど、一個人で来たと本人がおっしゃってるんですよね。そこまで言

っている人が副町長に会いに来たときのことを言ってるんですけども、そこまでの必要はなかった、一人で来たと言うんだったら、副町長もきっと会っていないし、もちろん教育委員会も対応していないと思うんですね。となると、やっぱり議員であるからこそ対応されていたので、そこら辺はまだ真実というものがきちんと出ていないと思うんですよ。明らかになっていないと思うんですね。今のままではやはり、他の委員の皆さんはどういうふうに思っらっしゃるか分からないけれども、一町民の皆さんとの話の中では、副町長と利害関係があったのではないかと疑われても仕方がないとかいう意見も中にあったりするので、やはり、何か一つ真実が出てきていないという感が否めないというところです。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。

堤議員。

**○委員（堤理志委員）**

今回、西岡議員の方から、これは個人として行ったんだという発言が何回も出てきたということで、私も今回改めて議事録を見て、ちょっとやはり度を越してるなというふうに思いました。私も議員になって20年近くなりますけれども、議員は当選して、それで同僚議員もおっしゃるように365日、やはり議員だというふうに思っておりますし、例えば一般的な例で言いますと、議会終了後に例えば飲酒運転をしたというときに、これは個人としてお酒を飲んだんだから別に議員としての責任、例えば議員辞職に値するとかそういうことにはならないというような、議員としての責任問題に発展しないと云ってるも等しいようなもので、世間の常識からは大きく逸脱してるなというふうに思いますし、例えばいろんな町の入札の例えば業者を選定するとか、最低制限価格をこのくらいというようなことを、これは議員としてじゃなくて個人として言うからというような形で、そういう圧力的なことの発言をしたときに、個人として言ったんだと言えば通るのかというようなことを考えれば、もうおよそ話にならないというふうに思います。そういう点から、本当に本心でこれおっしゃってるのかなと今でもちょっと疑問に思うほど、この個人で行ったんだっていうのはやはり通らないというふうに思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。

饗庭委員。

**○委員（饗庭敦子委員）**

私は前日も申しましたとおり、365日24時間、議員になってから議員だというふうに理解しております。そこで、西岡さんは個人で行ったというふうに言われたところでは、倫理条例を御理解いただいてないのかなというところが、こないだ感じたところでございます。なので、これ以上西岡さんにそれは個人じゃなく議員ではないかといくら問うても同じではないかというふうに考えております。その場合に、私たちは議員と

してどうなのかと、今堤委員が言われたとおり、それを切り分けることできないのではないかというふうに感じております。なので、やっぱり常に議員なので、西岡屋の一員として西岡個人で行政に交渉に出向いたとおっしゃっておりますけれども、受け取る側はやはり、先ほどの話もありましたが、西岡議員が来られたんだということでアポなしで受けられたということですので、普段の方はアポがないと会っていただけない状況の中で、アポなしで受けたということでも議員という認識であろうというふうに思いますので、やはりその点を踏まえた上で倫理条例とどんなふうに関わってくるのかというのを議論していけばいいのではないかと私は思っております。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。

河野委員。

**○委員（河野龍二委員）**

他の議員がどうお考えかちょっと分からないんですが、先ほどの議員のあり方という部分で、例えば報酬の問題でもそうですよね。我々は特別公務員として報酬をもらっていると。その報酬の算定は何かとなると、根拠は無いわけですよ。議員であるからこそ月幾らかの報酬をいただくことができると。個人である場合と、議員である場合というのは線の引きようが無い。では個人のときは議員の歳費がそれだけもらえないのかとなるとそうではない。個人であっても議員の歳費はそれだけもらえるという意味ではもう全く、もう西岡議員の説明する内容というのは、もう理解できない内容であるということがもう間違いないというふうに思います。そこで、この問題をどう捉えるかということで、やはりその、ここはそれこそ考え方の違いもあるかもしれませんが、行政全般として、やはりこういうことがあってはならないんだというふうな立場にも立ってもらわなければならない。今回のこの問題に関して、この問題を契機に。行政も含めて、またいろんな団体を含めて、こういうことが議員の倫理条例では抵触するからできないんだということを分かってもらい機会にしないといけないというふうに思うんですよ。そういう意味では、この間、ちょっとこう、先ほどの議員の皆さんの話を聞くともう終息していいんじゃないかというふうな話もありますけども、まだまだやっぱりそこは教育委員会としても、副町長、町長も含めて、行政全般として、もう何もこれで、抵触もしない、何も問題がなかったという結論になると、こういうことができるんだという環境になってしまいますんで、それをやはりその改めさせるためにもやっぱり多くの皆さんの話をちゃんと聞いて、事実確認をして、結論に至るべきだというふうに思いますので、そういう議論が必要かなというふうに思いますんで、今後ともやはり一定の調査が必要だと私は考えております。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

他にありませんか。今後一定の調査が必要だというのは、副町長の問題とかという意味ですね。だから個人として云々というのは、先ほど言われた意見、そうですね、はい。

他にありませんか。無いようでしたら、個人の問題はここらへんで一応やめたいと思いますけれども、次に、例えば、この前からの説明あるいは質疑の中で、西岡議員は発注が変わったか変わってないか分からないので意見を差し控えるとか、そういうこともありましたが西岡屋に来ていただいて、そういうふうに変更するということを決めておるので、全く説明としては食い違うなと思ったんですが、それはそれとして委員の質問の中にも発注が変わってないから、という話がありましたけれども、ここらへんについても整理を若干したいと思いますので、まずここらへんについて御意見を聞かせていただきたいと思います。6月分のJAへの発注が2,080キロ、これが一旦教育委員会側の要請で発注を取り消しをして、翌日、西岡議員の抗議を受けて6月7月に分けて発注することで、JAも商工会加盟の業者さん方も納得をしておるという説明がありました。2,080キロは6月7月に分けたので発注が変わってないということでもいいのか。あるいは6月分の2,080キロが取り消されて、6月7月に分けて発注されたと。同じ量がですね。だからこれはトータルとすれば変わらないけれども、発注され取り消しをされたのは事実だという意見もありました。ここらへんについて、皆さん方がどういうふうにご考えられるのか。ありませんか。

饗庭委員。

**○委員（饗庭敦子委員）**

今言われたところは前回多分私が質問したところにもあったかと思えます。発注量は変わってないというふうに言われたけれども、JAが2か月に渡ったということで、変えたんじゃないかというふうに聞いております。しかし、答弁としては、現状では、当初の通りというのは量を言われてるんだと思うんですね。量の通りだったので、というふうに言われてますけれども、それが影響を及ぼしたという事実は変わらないのではないかというふうに考えます。

**○委員長（喜々津英世委員）**

山口委員。

**○委員（山口憲一郎委員）**

大した意見ではございませんけども、今饗庭委員が言われるように、本人が教育委員会に出向いとらんやったら、こういうことはやはりなかったと私は思っております。これはやっぱり圧力とみなしていいんじゃないか、そういうことは確認できたのかなと思っております。

**○委員長（喜々津英世委員）**

岩永委員。

**○委員（岩永政則委員）**

これ、教育委員会の説明会を私、分析をして、日にちごとに分析をしてきたわけですが、それでいきますと、5月15日に教育委員会から本人に出てくるように連絡をしとるようです。それによって5月16日に来てくださいということで、西岡氏は教

育委員会に出向いてそして教育委員会がいろいろ意見を言ったり聞いたりしておられるようです。翌5月17日に教育長は、何かあったんでしょうね、西岡氏のところに出向いたそうなんです。それはこの前証言されましたね。出向いたら西岡氏はいなかったということで、それで連絡をして、それで翌日、一番最終的な、一番肝心なところなんです、西岡議員が今度は逆に来てくださいということで5月18日に教育委員会に来ておるわけです。ここで6月分の2,080キロですね、これについて教育委員会と話をしとるわけです、来てくださいと呼んでですね。話をして、それで2,080キロを6月と7月に分けるということに考えておるけれどもどうですかと。そうして残りは西岡屋、中村米店にお願いすることを説明したと。そしたら、西岡氏も納得をしていただきましたという、そういう発言がありました。それ私、分析をずっと日にちごとにしておるんで、そういう経過なんです。それで、先ほどの量が変化してないというのは、こういうことだろうと思うんです。この2,080キロの7割1,400キロ、これを6月に発注しましょう。ですね、農協に。それで残る3割の680キロを農協にお願いしましたと。ということで、その不足については西岡屋、中村屋にお願いするよう、変更を実は話をしましたと。そしたら意見が一致をしたというような、そういう経過なんです。したがって、数量は、トータルの毎月の量は3,000キロか8,000キロか知りませんが、2,080キロについての数量は変わってないと。6月か7月に分けてしたということで数量は変わってないということはこれでは言えるというふうに私は理解をしとったんです。これはもう言われたのを分析してそのまま私申し上げたわけです。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今、岩永委員の言われたこの数量が変わってないというのは事実かもしれないですね。6月に2,080キロ納めるというのを、6月7月に2,080キロ納めるという数量は変わってないというふうなのは事実だと思うんですけども、そもそもの契約が変わったということが、やはり問題ではあるかなと。時系列に先ほど岩永委員が説明されましたけども、その前から西岡議員は、いろんところで交渉を、契約の確認だというふうに言われながら、お話をされてるわけですね。教育委員会、副町長を交えて。教育委員会が説明の中で、もう既に5月に、6月分の給食米を西彼農協に発注を済ませており、しかし17日に発注を取り消さざるを得なかったという部分があつてくるわけですかね。これは安部議員が質問されてるんですけども、もしそういうふうな、西岡議員からの、こういう抗議とか交渉がなければ、そのままだったんじゃないかというふうに教育委員会に尋ねてるんですけど、それはもうそのとおりですと。西岡議員が何も言ってこなければオーケーでしたというふうに言われて、やっぱりここは明らかに教育委員会がこういう抗議、交渉、相談があつたから、契約の中身を変えたという部分ではもう明確ではあるんですね。数量が変わってないと、だからいいじゃないかという部分の

問題ではなく、やっぱりその契約そのものを変更が行われたというところがやっぱり問題にしなければ、それが何があったのかというところがやっぱり問題だというふうに思っていますので、私はそういうふうに思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

ちょっとその前の、時系列的に言ってこの議事録を、よく1回目のを読んでいただきたいんだけど、西彼杵商工会と長与町教育委員会との間に平成29年度学校給食用物資売買契約書を交わしていますと。この契約書は、平成29年4月3日から平成30年3月31日までの期間を長崎県産のヒノヒカリを納入することという、まずこの基本合意がもうこういう契約で済んでるんですよ。ということはこの中に農協の「の」の字も出てきてないんですよ。今お話をされてるのは、その後の話をされてるんですよ。この契約は、もうそのままいくと、通常の民間であると、途中で農協に変えられたら、それはもう訴えられますよ、契約してるんだから。だからこういう問題も頭に入れながら、皆さんやっぱり話をしないといけない。今はもうそのまま、ありきの中で、言ったからそうだとすることなくて、まず基本は、もう1年間の契約は、この文章を見て分かるように済んでるんですよ。その途中で、どういうことがあったのかしれないけど、地産地消の問題があったという一つの大義名分があつてみたいんだけど、要は途中で農協に行くようになったんですよ。農協はこのヒノヒカリは調達できなかったんですよ。私も個人的に調べたけど。地産地消じゃなくて、西彼半島全部を探し回って集めるような形になったんですよ。だからその辺の経緯をまず考えながらその議論もしないと、非常におかしいことになってしまう。この契約何だったのということなんですよ、一番はじめのすぐに書いてるじゃないですか、これ。だから契約自体はもうこの1年間は、はっきり言って商工会の方に権利があるんです。だからその契約の中で結局行政側が口出しして逆に農協の方に、横恋慕して通してるということです。悪く言えばね、言葉悪く言えばそうなるんです。それとあと、公会計と私会計の問題ですよ。だからこれはやっぱりあんまり、公会計の私たちが携わる分野じゃない、分野が違うんですよ、ちょっとね。そういうのを加味しながらやっぱり皆さん話をしないと、平等の話にならないですよ。途中から入ってきた方に対しての今度は数量に対しての会話ばかりじゃないですか。基本的には初めから契約は済んでるんですよ。この契約をどうするんですか。と、僕はそういうふうに思ってます。ですから、公平な話をさせていただくようにお願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

ちょっと確認をしますが、今竹中委員が読み上げられたのは、全員協議会での、一番初めの会議録ですね。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

一番初め、6月20日の調査委員会の分ですね。第1回目にいただいた議事録の教育委員会の次長の発言の中で、この文章が書いてある。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

もう一つ経過をたどる意味で、正しく判断する意味で申し上げますと、先ほどに前後して申し訳ないんですが今、竹中議員が言われたのが4月3日の契約のことだろうというふうに思いますね。実は言えば一番問題の発端がこの5月1日にあるというふうに私は思うんです。そういう契約をしておきながら西岡屋に、教育委員会からの説明ですが、5月1日に電話で、農協への注文に先立ち6月分についてじげもん農協へ発注する旨の内容を、西岡屋に電話をしたということが言われました。これが1番、元になるようですね。そして女性が構わないとこう言われたと。その女性が誰なのか、ちょっとこの前は西岡氏は誰とか名前は言いませんでしたけども、誰か知りませんが、女性が構わないとこう言われたと。こういう話を教育委員会しておりましたですね。そしたら、それをやっぱり家内で一緒に話をしたんでしょうね。そしたら西岡氏が翌日に教育委員会に出向いたということですね。ということはどうして、西彼農協かというようなそういう話を、急に何でそう決めたんかとか、そういう話をされたんじゃないでしょうか。聞きに来たということをおっしゃっていましたが、そのときの教育委員会の説明は6月は地場の農産物使用推進月間でじげもん農協にお願いする旨伝えましたと。そこでですね、前の日に連絡をぽっとしておるもんだから、黙ってですね、おいおいということであつたんでしょうね。そして話をしたら、推進月間だというようなことで話をし、そして先ほど言いますように、5月15日に飛んで、先ほど言ったようなものにつながっていくということが今回の流れのようなんです。したがって確かに、やっぱり我々商売したことございませんけども、商売人さんとする、何も言わずに、竹中委員が言われるように4月3日に契約をしながら、商工会としながらですね、それを何も言わずにおつてぽんと電話で、6月分は農協関係にしますよとこう言われると、商売人さんは非常に困るだろうと。議員とか何とか別においてですね。西岡屋に電話したというわけですから、それはちょっと違うでしょうねという、我々もですね、感じ方は皆さん一緒だろうと、そういう経過が、1番発端がそこにあるようですね。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

今の件で、会議録から若干語弊もあったようですので、先ほど竹中委員の御意見の中で、4月3日にもう契約しとったんだと、ここが一番問題なんだと。それなのに変更したということですけども、この4月3日に商工会、教育委員会で契約をしますけれども、その前に3月の定例会で、西岡議員自ら、給食月間には地元産の食材を使うようなことができないかということで質問をして、これに対して教育委員会もそれはいいで

すねということで、じゃあ地元産のそれを使おうということがまず決まったわけですね。これは6月6日のこの会議録の1ページ目に中ほどに書いてありますけれども、したがって6月の給食月間には地元産をとということで、じげもんあるいはJAに発注をしようということを決めた。しかし、これを見ても、西岡屋が給食米の準備等をしておられたら御迷惑をかけると思い、農協等への注文に先立ち、6月分については農協へ発注する旨の連絡をしたんだと、こういう説明がっております。したがって、確かに契約に基づいて商工会と契約をしたのを農協に変えたと、発注したというのが問題だということはありませんけれども、これを素直に読めば、西岡議員が一般質問の中で地元産を使えと。そして長与産で足りなければ、町内で採れたもの、それが足りなければ県内で採れた県産品を使うようにしていきたいということで答弁をしようとしたわけですね。したがっていろんな、確かに言われてみれば、断片的にとらえて意見を言っという御批判も当たるとは思いますけれども、よくよく読み解いていくとそういった問題も隠されているということも一応御理解をいただきたいとします。1時間15分が経過いたしましたので、ここで場内の時計で15時まで休憩をいたします。

(休憩 14時46分～15時00分)

#### ○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開をいたします。先ほど変更がなかったからいいんじゃないかという意見と、変更はあったんだという意見それぞれありました。この件でまだ発言されてない方、御意見があればお受けしたいとします。いいですか。

竹中委員。

#### ○委員（竹中悟委員）

さっき私が休憩前に発言したことに対して、委員長がそれをちょっと少し反論するような形でおっしゃったように私は聞こえたんですね。やはりこれは委員会ですから、委員長はそういう発言は僕は厳に慎むべきだと思うんですよ。他の委員がおっしゃることについてはどんどん発言をしていただきたいし、ですから、これを一つ言ったことに対して委員長が一つずつ否定をされると、皆さんが意見を出されなくなってしまうんですね。それとこれに続けてちょっと申し上げるのであれば、このヒノヒカリというのは、私が調べた限りでは、1回私申し上げたけど、これは長与町だけではこのトン数は全然確保できないんですね。だから地産地消に当たらない。はっきり言って。これ聞いてみると、ヒノヒカリというのはもう農家の方が自分で食べる程度で、まんてんとかそういうところには本当に少数しか出てないという現実があるわけですね。ですからそれを逆に無理して、農協はいろんなところからかき集めると。その前に、この西岡屋は1年間契約してますから、当然ご迷惑かけたらいけないということで、やっぱりいろんなところからこのヒノヒカリという特殊なものを仕入れてるんだと思うんですね。ですから、商法とすれば、当然結局これはどうしてですかという話というのはごく当たり前のこととします。契約を結んでるわけですから。もしなかったときにどうやって責

任をとるんですかということ逆になると、責任がとれなくなる。ですからこの文書を、やはり僕は何回も申し上げるように、やっぱりちゃんと頭に入れて平等に判断しないと、今の発言でもすぐこの後の方の、要は結局トン数についての違いがあるというふうな、もうそういう、その先に進んでしまって、その内容について話し合いをしようとしてるから、それはちょっとおかしいんじゃないんですかっていう意味の発言をしてるんですね。ですから、やはり委員の皆さんの意見をちゃんと吸収して、決めるのは委員長じゃないんですよ。皆さんの総意の中で意見を出し合うというのが委員会ですから、その辺をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

確かに言われる通りかもしれませんが、事実関係で若干の違いがあったというふうに思ったものですから、させていただきました。それと、今、1年間契約をしとったんだということについて、これもまた私が言えば、いろいろ言われます。この1年間契約ということについて、皆さん方の御意見を聞かせていただきたいと思います。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私はそこは非常に大事なところかなと思って、8月7日の第2回のこの会議の中で聞きしたんですよ、教育委員会に。契約が元々あるじゃないかと。6月に農協と契約したというのが契約違反になるんじゃないかというふうに確認をしたんですよ。ただ教育委員会の説明では1年間の契約をさせていただきましたが、教育委員会の認識は発注量をこれだけとりますよという形の契約はしてないと。だから必要に応じて、その単独処理場、共同処理場にお願ひするという形だったから、JAにも登録申請をしてもらって発注できる環境を整えた。だからこの1年間、4月の時点で契約したからもう他からとれませんよっていう契約じゃないと。そういうふうなのを確認してる。だから教育委員会もそれは契約違反にはなっていないからこういう形をとりましたというふうになってるんで、4月の段階で契約してるからもう変えられる、よそからぽっと出たら困るじゃないかというのはちょっと違って、登録申請がされれば、そこからも入れられるということなんで、そこを抗議するのはちょっとやっぱりどうかなというふうには思うわけですよ。改めて、これもどうだったかな、これはまた別の機会、8月、第3回の西岡議員が来られたときの安部委員の質問でしたかね、ここの中で、6月契約、外されたら困るというふうな発言もされてたというふうな中身があったってということなんで、やっぱり契約が、そのものが変わったということは、抗議によって変えたということは間違いないのかなというふうに私は感じました。

○委員長（喜々津英世委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

通常の契約というのはそんなものじゃないと思うんですね。要は一つ米屋をとって話

をすると、やっぱり給食ですからそういう分で生徒の食を完全に確保せんといかんわけですね。そういうふうなふらふらしたその契約の中で今おっしゃったのは少し商法からいくと考えられないことだと思うんですね。やはりこの契約書を見ても、当然、常識的にこの月からこの月までは取りますよと契約書があるじゃないですか。これに抜け道がずっと探しながらいくんだったら幾らでもありますよ。契約なんて成り立たないと思いますね。ですからここに契約書がありますから、それについては私が申し上げたとおりだとそういうふうに私は認識しています。そうしないと商売できません、はっきり言って。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

この契約のことなんですけど、今契約書の事が出ましたけれども、基本この契約書の内容的なものっていうのは、契約は、結局甲乙、教育委員会と西そのぎ商工会会長である山崎春雄さんとの間の契約のことなので、西岡議員個人がこの契約内容のことについて云々という立場では、逆にないのではないかというふうにまず思うことと、契約をしているから突然キャンセルの電話があった、それが文書で来なかったというふうにならずと、御本人もおっしゃってたわけですけども、平成元年に商売を始めて30年近く学校給食をしていたわけですけども、私たちの自営の規模というのは西岡議員と余り変わらないんですね。各学校、病院、施設等に納めておりましたけれども、キャンセルはたった1本の電話できます。返品もされます。ですからどうしても文書じゃないといけないっていうのは御本人の考え方なんでしょうけれども、それで受けている私たちは、言われたからといって、この契約は契約になってないんじゃないかということは一切言ったことはないですし、考え方の相違なのかもしれないけど、その点も西岡議員の答弁を聞いていてちょっと疑問に思ってたところです。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

この契約書の中身で少し発言させていただきますけども、中身といいますか、本当に契約違反になるならば、僕は西岡議員は抗議行動じゃなくて、きちっと公の場でやるべきだったと思うんですね。違反なら違反で訴訟を起こすなり何なりすべきだったと。それが議員としてとるべき対応ではなかったかと。契約違反という意味ではですね。それが、やはりその公にならないところでの抗議や交渉を行ったというのがやはり僕はやっぱり問題になるのではないかなというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

### ○委員（堤理志委員）

契約の問題ですけれども、以前に契約書の写しを皆さんに配布されたと思うので、私も今それを手元に持っていますけれども、この契約で、もし仮に年間契約だったとしたら必ず契約書のどこかに年間を通じて納入するものとするとか、そういう文言が入らないといけないんですよ。私も営業をしてたので契約も若干知ってますけれども、年間契約だったら必ずそういう文言は必要になってくるんです。今回の契約書の写しを見ますと、数量については注文書どおりというふうになってるんですね。ですから、そのあとの文言を見ても、納入月の1週間前までに発注する、最低限1週間前までには、例えば4月分として、何キロどこどこに納入してくださいという注文がずっと随時入るような契約内容になってるんですよ。それと、もう皆さんからも何度も出てるように、契約金額ということで、10キログラム当たり3,090円、消費税別とする、ですから、納入数量はその都度、事前に連絡をしますよ、そのときの単価はこれで決定しますよ。それが契約の内容であって、それ以上のものはないというふうに思います。以上です。

### ○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

浦川委員。

### ○委員（浦川圭一委員）

契約についていろいろお考えがあられるようですけども、契約については、もうこの契約書に記載がされてるとおりだと思うんですね、これが契約書ですから。最終的に。そういった中で、この契約書を見ますと事細かく書かれてないというのはもう事実なんですよ。だから教育委員会も買う側も全量を仕入れますよとか、部分的にどこかに頼みますよ、そういった記載もありませんし、そういった場合にどうするかというのが最後に、甲乙協議の上定めると書いてあるわけですよ。当然これは教育委員会は1年分頼んだつもりはない、だから2か月分を他のところに頼むんだと。一方の商工会側の当事者である西岡氏については、1年分頼まれていたというような認識でおったと。そこで考え方が違ってわけですよ。そういった中で協議をして定めるですから、当然協議をして定めないといけないわけですよ、お互いが。そういったものの一環で今回のやりとりがあったんじゃないかな。だから私は西岡議員が、個人的に行って言ったんだとか、ここはどうも納得できないところがあるんです。議員であろうが、契約の相手方の一当事者として、言うべきことは言ってもいいんじゃないかなというような認識でおりますもんですから、契約書がおかしいと言い出せばもうこれはきりがないと思います。ただこの書いてある、これがもう事実だと思いますので、これに基づいて決定できないようなことが発生すれば、それは甲乙協議して決めるのが正しいことだと思っております。

### ○委員長（喜々津英世委員）

まさに今、浦川委員が言うように、ここに書いてないものを甲乙協議してという、その部分が給食月間の問題だと思うんです。協議をされてはおります。他にありませんか。

では、総体的にこの第2回3回の未定稿の会議録の中身、それから今出ましたような個人としての問題とか、電話1本でとか、そういう、あるいは随所に出てまいりましたけども、そういったもの、全般的に何か御意見がありましたら受けたいと思います。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

全般的ということは今出た前半の分だけのことですね。今出てるその範囲内だけのことでということですね。

○委員長（喜々津英世委員）

では意見も無いようですので。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

先ほど個人でという部分でちょっと意見を言いそびれたんですけれども、西岡議員が個人でというふうにおっしゃってて代表は西岡ヨシコさんであるというふうに言われているわけですけれども、いまだホームページを見ても西岡屋代表として表記がされているということ、そしてそれを否定したので、きっと代表ではないんだというふうに思うんですよ。本人がおっしゃるんですから。しかし27年の選挙のときの町が出した選挙公報には、きちんと西岡屋代表というふうに明記がされているというところの、ここはどういうふうになるのか。公職選挙法にあたるかあたらないかそういうのはもう、時期が過ぎておりますし、詐称とかそういう問題も関係はないのかもしれないですけども、世間一般にして、西岡屋代表は西岡克之であるというふうに明示をしてるということは、ここはもう法律的に、例えば税務署だったり何だりは西岡ヨシコさんになってるかもしれないけど、やっぱりはっきりさせておくべきだったんじゃないかなというふうに今でも思いますし、この点をはっきりさせるためにも本当であれば、再度参考人として来ていただきたいかなという考えでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

他にありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

私も同じ意見ですね。この間、西岡議員の説明では代表ではないと。個人が作られたホームページは最初代表で載ってたのが書き換えられたと。公明党の中のホームページの中では、今金子委員が言われたように、まだ書き換えられてないみたいで、2年前の選挙公報では西岡屋代表というふうな経歴が載ってたということのようなので、やはり改めてじゃあここで説明したのはどういう感覚といたしますか、思いを持って彼は代表ではないという説明をされたのか、そこはやっぱりまた改めて聞くべき内容ではないのかなと。これはこの事実経過も踏まえて、調査をしていくべき内容ではないかなというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

はい、ちょっと今の問題は非常に大きな問題じゃないかなと、ちょっと今お聞きして思うんですね。西岡屋のホームページ、今河野議員、金子委員、両方おっしゃったように、西岡屋のホームページではずっとこの間、もう延々として西岡克之氏が代表だったですけども、新聞報道後、この委員会でも問題になったら、その後に突如としてですね、吉岡さんになったというのが1点。しかし、党の方のホームページではいまだに代表としてなされてる。それから、今日は新たに出てきたのが、選挙公報ですね。選挙公報は恐らくあの公職選挙法に基づいて、やっぱり真実を書かないと、恐らくこれをもし嘘を書いたりすれば、公職選挙法違反にも問われるような重要な問題だと。こっちの方では代表と書かれてあるんですかね、ちょっと私もよく見てないんですけど、もしそうであればですよ、公職選挙法にも今度抵触してくるようなことをどちらが本当なのかっていうのは非常に住民に有権者に対しても説明をしていく必要が出てくるような問題が生じてきたのかなと思う点で言えば、やっぱり実態解明というのはやっていかないといけないのかなというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

今その実態解明、これは私どもが作っておる議員政治倫理条例、この倫理基準の中には、よその条例を見ると地方自治法、公職選挙法、政治資金規正法こういう上位法にのっとった議員の活動をするということ、もちろん次に掲げる条例を守らなければならないというのがあるんですが、うちにはそれがありませんね。次の各号に掲げるそれを守らなければならないと、これだけしかね。したがって、この調査特別委員会では公職選挙法の問題まで踏み込んでいろいろ調査はすべきではない。そこは、西岡氏個人の問題で、今度の契約とは直接は関係ないのじゃないかなという思いがするものですから、今後の検討課題としては、話は聞いておきますけれども、特別委員会としてそれを議論をしていくというのはいかがなものかなという思いは委員長としてはありますので、申し伝えておきます。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

倫理条例の特別委員会の中で、事実を確認していこうというふうな形で、そういう問題も含めて、あるいは事実に基づいて説明をされていたと思いますよね。その事実が違っていればやっぱり確認する必要があるんじゃないかなというふうに思います。公職選挙法違反に該当するかどうかっていうのは、委員長がこの委員会では議論できないという。でもそこは議論できなくても、じゃあこれが事実なのかどうなのかと説明してきたものの、そういう部分も含めて、改めて意見を聞くのは必要ではないかなというふうに思います。

### ○委員長（喜々津英世委員）

改めてご本人から意見を聞くというのは、また特別委員会を別個の形でなりはしないかなと思う。というのは、特別委員会では、決議の内容は、給食米をめぐる新聞報道に係る実態把握ということと、政治倫理条例に基づく調査ということでありますので、広義に考えれば政治倫理に抵触しよるじゃないかという御意見もあろうかと思えますけれども、基本的に今の長与町議会の政治倫理条例では、そこまでは謳っておりませんので、また次の、例えば議会運営委員会とかそういう中で、提案をしていただければと思います。いいですか。

河野委員。

### ○委員（河野龍二委員）

いいですかって言われたらちょっと僕はあまり納得できないんですが、いや、この政治倫理条例の調査をしていく中で、西岡議員は代表ではないと、代表ではないから個人で行ったんだというふうな話をずっとされ説明するわけですよ。そこがやっぱり政治倫理に反しているかどうかというのを、今協議してるわけですから、やっぱりそこが、言葉は悪いかもしれませんが嘘であったら、やっぱりそこはやっぱりまた問題になると思うんですよ、これ倫理条例に反してないというのを嘘でごまかそうとしてるんですよ。そこはやっぱり確認する必要があるんじゃないかなというふうに思うんですよ。いやそれはもう言い続けるかもしれませんが。彼が西岡委員が来てよね。でもそのいわゆる選挙広報にまで載せているとなると、そこはなかなかもう言い逃れができない状況になってしまうんじゃないかなというふうに思うんですよ。それならばなんでそういう説明をしてきたのかという部分、そこは倫理条例に反すると思うからそういう説明をしてきたんじゃないかなというふうに、ちょっと思わざるを得ないので。改めてやっぱりそこは確認する必要性が、もうこの場でしか確認できないと思うんですよ、そこを確認するのはですね。と思いますんで検討していただければと思います。

### ○委員長（喜々津英世委員）

私が申し上げたのは、まだ商工会、農協については先ほど関係団体についてはもう参考人聴取はしないということをしましたけれども、副町長とか教育委員会とか当事者にはまだまだいろいろ疑問点もあるということが皆さんの意見だったので、そこら辺は承知しておりますので、今後の問題としてそれは後でお諮りをしたいと思います。

岩永委員。

### ○委員（岩永政則委員）

委員長の方から先ほど個人として行ったという問題について、皆さん方に意見を聞かれて、今はもうちょっと違っておるんですけども、総体的ということと言いますと今、河野議員も発言がありましたけども、あまりこう個人で行ったというものが強調されておるんじゃないかなというふうに私は思います。といいますのは、この第4回の議事録のページ数は打っておりませんが、ずっとめくりますと21ページに、私が西岡議員に

質問をいたしました。その回答が、西岡屋の一員の立場で協議をしたんですがどうなんですかという質問を私はしておるんですね。それに対して、西岡屋の一員としての立場で協議をしまりましたという発言もあっておりますので、一個人、一個人というのが饗庭議員あたりからいうから出ておましてその回答がひどく強調されてずっときたんですね。だから、ええっていう感じも、お互いこう持ったわけですけども、私は違った視点から質問をしまして、この西岡屋の一員として行ったんですかどうなんですかということに対しては、一員として行ったということを明言をしておりますので、その点も念頭に置きながら、あくまで一個人だけが強調されないようにその点をお互い注意して判断をしていくべきでないのかなということも御理解いただきたい。私の質問に対して答弁があったということは御理解いただきたいと思うんです。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

今の意見は、先ほど冒頭私申し上げましたけれども、多分12回ぐらいにわたって、議員として行ったのではないんだという発言をして、本人はそういう発言をしとるということは理解して、ただ受け取り方は違うな。相手の受け取り方は分からんけども、自分は個人として行ったんだということを答弁をしておるんです。それを説明をしておきます。ほかにありませんか。まもなく2時間が経過をいたしますけれども、こちらへんで今後の進め方についてお諮りをしたいと思います。今いろいろ御意見を出していただきました。まだ前回のときにも、まだまだ確認したいことがあるのに、倫理条例に違反してる云々というを議論するのは時期尚早ではないかという話もありましたけれども、こちらで御提案ですけども、この場でなかなか意見をまとめきれなかったという方もおられると思いますので、私とすれば、議員定数の問題とか報酬の問題とかのときに、アンケートと言いますか調査票に記入をさせていただいて、例えば政治倫理条例に抵触するかしないか二択で選んでいただいて、例えば、抵触するとする場合にはどの問題がどの条文に抵触するのか。そこら辺をきちっと整理をして提出をしていただく。そういうことがいいんじゃないかなと。そして最終的には、今後の問題として、そういったもの提出をしていただいたものと、またそこで意見を聞いた上で、最終的な判断を委員会としてすべきじゃないか。ただ、これは事務局とも協議をしておるんですが、例えば賛成多数で政治倫理条例に違反する行為があったと認定したということは、全会一致であればできますけれども、恐らくそうじゃないと思います。したがって、賛成幾ら反対幾らで認定したという文言はやっぱり委員長報告の中では賛成が何人反対が何人いました。そういう格好でさしていただきたいなと。これはまだ先の話ですけども、そういう思いもあるもんですから、明確に皆さん方の考えを書いていただいて提出をしていただくと、そういうふうを考えておりますけれども、この点について皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

吉岡委員。

#### ○委員（吉岡清彦委員）

先ほど何か、その結果を見てから何か協議するとか。何かそういうまたちょっとそういう言葉が委員長から出とっとですけれども、それに基づいてまたいろんな議論をしていくということですかね、ちょっとそこをちょっとお尋ねします。

○委員長（喜々津英世委員）

今の御質問ですけれども、基本的には皆さんの考え方をペーパーで出していただく。それぞれ自分のは分かるけど、他人のそれは分からんわけですね。したがって全部のペーパーを皆さん方にお配りをした上で、ここはおかしいんじゃない、そういった問題もあろうかと思えます。そういった問題も議論しながら最終的に、ペーパーで出された数と、最終的に抵触するしないが、同じ数かもしれませんし、変わってくるかもしれませんけれども、そういった意味で私申し上げたわけで、基本的にはペーパーで書いてもらえばもうそれでもいいかなと思えますけれども。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

出すので、それでいいですね。だからそれは、その文言が言葉が違うんじゃないかとかなんとかそういったまた問題が発生する気がするもんだから、ちょっと確かめたわけですね。出したものはそれでね、当然ABCそれぞれ、今出てるように違うわけだから、またそれに対して、吉岡こがん書いとるけどもこれおかしいじゃないかとかそがん事を言い出せば、またどうかなってちょっと尋ねたわけですけど、どうなんですかね。

○委員長（喜々津英世委員）

ありがとうございます。ちょっと先走りしましたけども、まだその段階でそういった議論はさせていただきたいと思えます。

はい、浦川議員。

○委員（浦川圭一委員）

ペーパーで意見を求めるという前に、この条例の中に3条2項と先ほども申しましたけども、この疑義を持たれたときは、政治倫理に反する事実があるとの疑義を持たれたときは、自ら疑惑の解明に当たるとともにその責任を明らかにしなければならない。やっぱりここが条例の中にあるわけですから、御本人が準備できれば、やっぱりこの場を設けるべきだと思う。その後に意見の聴取をするという方向がよろしいんじゃないかなと思えます。

○委員長（喜々津英世委員）

今の意見ですけれども、実はこの問題は、その3条の2項で自ら責任を明らかにしなければならないというふうになっとるけどもどう思うか。これ質問しとるわけです。これ答弁もここに多分載ってると思えますけども、どこか覚えとらん。暫時休憩します。

再開します。ほかにありませんか。

饗庭委員。

○委員（饗庭敦子委員）

文書で提出するっていうところなんですけれども、やはり私達は議員としてこの特別委員会をしてるわけですから、ぜひここで議論して、それで最終的な結果へとしていただきたいと思うんですね。文書でっていうと、ほぼ今言ってることを文書化するので一緒なのかなというふうに思うんですけれども、それにその議論をしたほうがいいのではないかなというふうに思うんですね。その文書を書いたからどうのこうのというのはさっき質問もあったし、それはないだろうというふうに思うんですけれども、本来であれば議論して合意形成して全会一致してっていうのが多分ベストだろうというふうに思っております。でもそれはなかなか難しいのかなというふうに思います。で、今言われたそのこれで責任を明らかにしなければならぬから、それを呼ぶんであればそれを決定する前に呼んでいただいて、責任はどう思ってるのか。確かに私が前回聞きましたが、本人は多分思っていない、倫理条例に反しないというふうにおっしゃってます。しかしながら、今言われてるように本当に疑義を持たれたわけですから、どう考えてるのかっていうのは、1回釈明として聞かせていただいて、その後で判断してもいいのではないかなというふうに思う。何でもペーパーということは必要はないのではないかなというふうに私は考えます。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

先ほどの続きになりますけれども、もう一度教育委員会なり副町長なり西岡議員にはおいていただいて、質疑をします。ということの、今の話だと思うんですが、最終的には確かに最後の結論を出すのは、やっぱり疑義が解明されて、ある程度これでよしとなったときに結論が出せると思いますけれども。私は、そこで理路整然とこの場でこの行為は、政治倫理条例第3条の第何号に抵触する行為なので云々というのはきちっと明確に、やっぱり前もって準備をしてもらっておれば、そういうこともできるかもしれませんけれども、なかなかそう短時間の中で全員の意見をそこで聞くというのが難しい問題があるのかなと思いましたので、文書で提出をまずしていただいてと。その後、いろいろ御意見、議論があれば、出し合っていただいて結論を導くと。

金子委員。

#### ○委員（金子恵委員）

私も饗庭さんと同じ考えで、順番が違うと思うんですよね、やっぱりこの会議録を読んだ上で、疑いが持たれている部分、真実が解明できてない部分、それぞれが納得できてない部分というのが多々あるので、そこを一旦やっぱりクリアにして、そして最終的な最後の最後にその文書で出させるというのが1番いいんじゃないかなと思うので。今のは委員長がおっしゃったその順番というのはちょっといかがかなって、順番ありなのかなというふうにちょっと感じますけど。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

これをどのタイミングで出すかということまでは私は申し上げておりませんのでね。皆さん方の御意見でもう一度行政関係、議員に限って、参考人として来ていただいて、

質疑をやるということが決まれば、その後にそれを踏まえて、その後に提出をしていた  
だくと。タイミングとしてはそういうタイミングになろうかと思います。それはよりよ  
い結論を導くと言いますか、判断材料になることは間違いありませんので。

竹中委員。

**○委員（竹中悟委員）**

呼ぶなっていうことは申し上げられないんですけどね、今、議事録がこのとき今3冊  
ありますね、その中で西岡議員の弁明も先ほど饗庭議員から言われたことに対しても回  
答が出てるわけですね。そして、この問題については多数決でこの抵触してるとかそう  
いう問題じゃないと思うんですよ。だから、先ほど委員長が言われてた分については、  
やはり個人のをやっぱりレポートとして、やっぱり提出をすると、これは正しい。  
その順番がどうなのかというのは別にしてね。私はそっちの方は賛成ですね。だから自  
分の意思をちゃんとその結局出してくと。そうすると、私たちのこの委員会は、この委  
員会が諮問された議長の方に提出をするわけですから。そこで議長が判断をされるとい  
う形の委員会ですね、特別委員会が。だからその手順に従って、そういう皆さんの意向  
をちゃんときちっと町民の方に分かるように、ちゃんと書いていただく、そういう責任  
があると思うんです。それは提出していただいて進めていただく。それは私は正だと。  
個人的には思ってる。

**○委員長（喜々津英世委員）**

浦川委員。

**○委員（浦川圭一委員）**

今日最初の方に申し上げたんですが、1点この抵触しとるかしてないかという判断を  
する前に、この3条の(3)の町の請負契約に当たるのか当たらないのか、その見解  
を示していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**○委員長（喜々津英世委員）**

これはまだ言ってなかったかな。いや、帯田次長の説明の中で地方自治法のそれには  
関係ないと、抵触しないということは申し上げましたので、私はそれでもう済んだのか  
なと思うとった。よろしいですか。

浦川委員。

**○委員（浦川圭一委員）**

ここで言ってる、倫理条例の3条の3で言うところの、町の請負契約(下請負を含  
む。)、これには該当しないということで理解してよろしいんですね。

**○委員長（喜々津英世委員）**

事務局ともいろいろ打ち合わせをした中では、これは町との請負契約ですから、町と  
した場合には、町長との契約ということになって今回の契約は教育委員会でありますの  
で、この3号には当たらない。3号か、町の請負契約、ただ、これは町との契約であれ  
ば、完璧にもう私は抵触する問題だと。ほかにありませんか。

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

3回4回やってきて、今でもまだ何かまた再度とか何とか出てるわけですけども、当初、商工会とか農協もといっって否決され、特に農協関係ははっきりと長崎新聞記者の取材を受けたJA長与支店から取材情報がもたらされたということがはっきりこう書いてあるわけですね。これ事務局が書いてないって言うたわけですけども。だからそういうことからしてそれが私はいろんなことが入ってきて●●と思うたけども、それは否決されたからそれで言いませんけれども、だからもうね、当初から言ってるように、全員協議会の6月6日のあれから言ってるように、当方の双方の意見を聞いて私も納得したから、この特別委員会はいらないということで来とったわけですけども、もうここら付近で、もうそのまたそのほか呼んでするんじゃないじゃなくて、速やかに委員長が今言ってるような形でね、何らかの形で、文書は文書で出すような形にしていってからね、それにしていってほしいというのが、私の気持ちですね、これですね。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、じゃあ、御意見を承っておきます。

安部委員。

○委員（安部都委員）

最終的に本人の当該者の疑義を解明するという、その説明を聞いたところで、今度、本人は政治倫理条例に違反してるというふうには、全く思ってるじゃないわけですよ、先日の回答からしても。もう一度、その再度、また、聴取をして意見を聞くってなるとそれは何のためのまたするのかなって。非常にちょっと曖昧なところ、解明というものにはつながらないというふうには私は思います。それで、やはりもう最終的な議論として、それぞれの各議員の意見をそれぞれ最終的な議論として言ってもらって、それをペーパー化するというふうにするしかないのではないのでしょうかね。そうしないと、再度聞くって言っても、それはまた同じ堂々めぐりになるのではないかなというふうにも思いますし、そのあたりがちょっと分かりかねます。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員にお尋ねしますが、再度呼んでも、また堂々めぐりだ、同じことの繰り返しだという御意見ですね。はい。ほかにありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

本人の意見についての考え方なんですけども、この手の問題のときの、本人に弁明の機会を与えるというのは非常に重要なことだと思うんですよ。いかにこういった問題であったとしても、それでもし本人がもう弁明必要ないよと、前回説明したからもうそれ以上つけ足すことがないとおっしゃるんだったら、いいかもしれませんが、一応この委員会としてそういった弁明の機会を設けたいと思うけども、というような御本人への

伺いといいますかね、そういったものが必要じゃないかなと。もしそこでどうしても本人がそれは必要ないとおっしゃればいいですけども、委員会としてはあくまでもやはりそういった機会を尊重するという姿勢を取っておく必要があるというふうに思います。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

前回の議員においでいただいて、質疑をするときに冒頭、西岡議員、何か補足することがあれば説明することがあれば、まず冒頭に意見を申し述べてくださいというお話をしましたけれども、何もないということでありました。それは弁明のという話はしませんでしたけれども、当然、今後そういうこともありうることだと思います。ほかにありませんか。それでは、こちら辺である程度の今後の問題の結論を出したいと思いますけれども、先ほどから問題になっておる、商工会、農協についてはもうしないということを決断をいただきました。あと、この内部の行政内部の問題ですね、我々議員もひっくるめて。ここについてもうせんでもいいという意見と、なおやっぱり説明が必要だという意見がありました。これについて、皆さん方にお諮りをしたいと思います。今後、この政治倫理条例に関する調査特別委員会としてある一定の結論を導くためには、副町長、教育委員会、西岡議員の再度説明を求めることにすることに、賛成の方は御起立ください。御起立ください。今申し上げたのは、再度説明を聞く機会を持つかどうかについて、賛成の方は今御起立をいただいたわけです。

はい、じゃあ饗庭委員。

**○委員（饗庭敦子委員）**

すいません、今まとめて言われたんですけど、先ほどその議員政治倫理条例の第3条2項に伴ってですよ、自らの疑惑の解明に当たるとともにその責任を明らかにしなければならぬってところでは、もうちょっと必要じゃないかというふうに思うんです。ただ副町長とかその教育委員会には、求めないという場合もあるかと思うんです、一緒にたにまとめてされると何て言うんかね、ないと思います。はい。

**○委員長（喜々津英世委員）**

議事整理がまずくてすみません。それでは、2つに分けていきたいと思います。1つは、先ほどその弁明の機会を与えるということについて、そういう。だから弁明を求めるであれば、基本的に質疑はない。質疑はないと。でも質疑をして、なおかつ疑義の解明をすべきだということであれば参考人として来ていただくと、こういうことになるわけです。どうですか今の。はい、それでは今吉岡委員からも、先ほど起立少数であったということでもいいんじゃないかという御意見があります。ただ、それと弁明を求めるというのはまた別問題だという気もするもので、今ああそうか、2つに分けた方がいいかということでしたんですが。

**○委員（岩永政則委員）**

弁明と言いましても、何を弁明するのか私は理解しきらないんですが、先ほど委員長

から最後に西岡氏の話聞いた後に何かないかという確認をした結果、何もないということ言われたわけですから、それをもって、こうして時間を費やして議事録も面倒ながら作っていただいて、前もってみんなに配ってもらって、それをずっと見て、僕は2つを見るのに3時間ぐらいかかりました。ずっと整理をするのに、それをもって見てここに出席をしておるわけです。したがって、再度西岡氏を呼んで何を弁明させるのかです。これをもって我々がどう判断をするのかにかかるとというふうに私は思うんです。だから何ら、まだ呼んでない人はまた別としても、どうしても要は呼ぶ必要があるということで皆さん決めていただければ私も従おうと思うんですが、西岡氏は何時間もかけて呼んで、その結果をもって我々がどう判断するかにかかるとるわけですのでね。私は呼ぶ必要はないと思っておるわけです。委員長言われたのに賛成なんです。

#### ○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員に申しとおきますけれども、第3回の委員会のために、冒頭委員長として西岡議員に前回の全員協議会の中で説明した事項に対して補足等があれば説明を受けたいと思いますということでありましたけれども、その段階では委員の皆様におかれては、時間を使い特別委員会の調査研究大変御苦労さまでございます。以上でございますで終わったんです。その後、再度、そうか。このときにはもう説明はなかったか、でも補足、補足説明という、補足じゃなかった、弁明じゃなかったんです。だから弁明というのは今初めて出てきたことなんですけれども、ただ弁明というのは、なかなか難しい問題があつて。ある程度結論を下した、それに対して弁明の機会を与えるというのが通常はやり方ですから、そうするとまだ何も決まってない中で、弁明の機会を与えるというのも本来はおかしい。それでは、これでもう一定の結論出したいと思います。先ほど。

堤委員。

#### ○委員（堤理志委員）

先ほど決を採ったんですけれども、ちょっと非常に大丈夫なのかなと思うのが、議会事務局としては、政治倫理条例が主なことなんだということですが、私はそれだけじゃないと思ってるんですよ。それプラス新聞報道に係るこの給食米問題の実態解明だったですかね、実態把握だったかっていう文言があつたので、こっちが何か非常に薄くなってそれが何か委員長の御説明だともう大事なのは、政治倫理条例だというふうな御説明になって、私が非常に大丈夫なのかなと思うのは、5月12日にですよ、副町長が教育委員会に調整できないかっていうふうな話をしてるわけですかね。西岡議員が副町長と面会して米を1年分確保しているので困るとの話が5月12日にあつてそれを受けて、副町長が教育委員会に調整できないかと。それから4日後に教育委員会が慌てて西岡さんに連絡をとり、云々かんぬんということで動きが出てるんですね。それで、先ほどは副町長に意見を聞かなくていいという方向になってきつつありますけども、同僚議員の方からも地方自治法の総合調整権上、問題があるんじゃないかという話も出ておりますし、私も以前、地教行法の中の教育委員会の職務権限に関するものを、町長の

職務権限者が飛び越えていってるっていうのは問題じゃないか、別の同僚議員もそれは越権行為じゃないかと、これだけ出てる中で、副町長に意見を聞かずにもういいんだという方向に行ってるんで、これ本当にこの委員会の進め方として、本当にいいのかと。非常に大丈夫かなというふうに思います。

**○委員長（喜々津英世委員）**

今、大事な話だと思うんです。これは岩永委員からの質疑の中で、町長の総合調整権という耳慣れない言葉が出てまいりましたけれども、それとまた以前は教育行政に対する越権行為だと。そういう意見も出ておったことも事実です。ただ、これと直接、西岡議員の政治倫理条例というものについて、それがどう影響してくるのかなということも言われておるわけですね。

堤委員。

**○委員（堤理志委員）**

ちょっと言葉足らずで申しわけなかったんですが、私がなぜここを問題にするかと言いますと、このことだけじゃなくて、今後もし改善しないといけないとすることが今後課題になったときにこの問題が明らかになってないと、どこをどういうふうに今後、我々もまた行政当局もこういったことはやっちゃいけないんだよねっていうことをきちっと把握しておく、先々のやっぱり町の町政が、透明性を持ったり公正であったりするようになっていくためには、やっぱり今回のことでやはりきちっとさせておく必要があるんじゃないか。ここが今回うやむやになってたらまた同じ問題があったときに起こるんじゃないかと、そこが非常に心配をするところなんで。ここは、ちょっと私もちょっと黙っておくべきじゃないなと思って発言をしたところです。以上です。

**○委員長（喜々津英世委員）**

確かにまだまだ解明すべき点はある。ただ倫理条例との関連でどうかということで、一般的な、話を私はささせていただきましたけれども、今、堤委員の御意見等に対して何かあれば、他にありませんか。

河野委員。

**○委員（河野龍二委員）**

先ほど意見の途中でも言わせていただきましたけども、やはり先ほど堤議員も言われたように、今後の問題も含めて、行政も教育機関もそして議会も同じことを繰り返さないような状況を作らないといけないですよ。それはやはり事実を解明したりだとか、どういう思いでそれをやったのかだとかそういうとをきっちり聞かないと。私も今回、両方当方の意見を聞きました。じゃあこれで判断してくださいでは、一方議員はいや全く抵触してないというふう主張するだけで、教育委員会も一定そういうのはあったかもしれないというふうなあいまいな発言でしか終わってないわけですかいいね。じゃあこれで倫理条例に反してるかどうかという部分には非常に難しい問題だと思うんですよね。やはりそこにはいろんな背景だとか、もっとう、そういう部分を調査すべきですから、

農協も商工会も含めてやっぱりこういう他の外の団体も含めて、やっぱりこういうことをしてはいけないんだというのを確認するためにも、十分な調査が必要だというふうに思うんですね。今もう他の議員の皆さんがもう聞く必要ないという立場でいるのが、そこがよく分からない。なぜもうここで問題がこれで解決できるのかなと。住民の皆さんに聞かれて、じゃあどう答えるのか。何が分かったのかと。要はそういう恐れがあったんじゃないんですか。ただ疑問だけで、答えられる内容になるのかなと。やはりこういう事実があったんだと、で、それを見て、我々は判断したんだというふうになるべきが議会の姿じゃなかなかなと思うんですけどね、それができないという状況、非常に難しい、いうふうに思いますんで、私は先ほども言いましたように引き続き調査が必要だというふうに思います。これは先ほどもう委員長が採決とったんでね、もうそれで済むのなら、非常に難しい判断をせざるを得ないというふうに思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

私も、これは西岡議員だけの問題ではないと思うんですね、やはり今までの行政側のあいまいさの態度、そしてなあなあになりきった感じで、やっぱり今後の責任問題も問われることにもなりますので、やはりそこにしっかりと副町長の考えなり、回答をいただきたいというところで、やはりこの事情聴取をしっかりと副町長も聴取してすべきではないかなというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

反論とかなんとかじゃなくしてですね、事の道理から判断をしていくべきだというふうにですね。河野議員は河野議員の考え方なんですが、私は私の考え方がある。また各議員は議員の考え方があってね。自分の考えに沿わないので、住民に説明がきかないような、そういう発言というのはいかがなものかと。我々は責任持って住民に説明します。私の考え方で。だから、やっぱりこの副町長の発言にしましても、新聞に載つとるとおりの発言をされておるというふうに思うんですね。議員としてでは受けとめていないんですよ。いうこと以外には出ておりませんがね。それを読んで、それはどうなるのと。それが本人の西岡議員が、倫理条例にどこが3条のどこに抵触をするのかということにやっぱり焦点を絞って、我々は考え、結論を自分なりに出していくべきだということなんです。したがっての3条の3項ないし4項、特に4項（4）ですね。これは何があるかといいますと適正な町の職員の適正な職務の遂行を妨げる、私があることで教育委員会に行って職務を適正な職務も妨げたのかというのが一つと、その職務職権を議員としての職権を不正に行使するような働きかけをしたのかどうかですね。これが1番問題なんですね。だから、個人で行こうが議員で行こうがいいわけですよ。極端な言

い方すればですね。あんまり固持していくから、個人で行きましたとするから、何かあるんじゃないかという議論が出てくるわけですね、個人であろうが議員であろうが行ってもいいと僕は思うんです。ただ、ただですね。倫理条例のここにあたるようなことは我々はしませんよということで、この条例はつくったわけですよ。皆さん協議をした結果ですね、そういうことであるわけですので、呼ぶ呼ばんについては自分の責任で、問われれば発言をしていきますので、決をとっていただければ、自分の責任でどちらかに態度を決めるということで、御理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

先ほどもこう決めたわけですね。しないということはね。後でいろんなまた政治倫理条例についてまでいろんな角度からひょっとしたら出てるように、あるか分からない。その他違った角度でね。委員会を作ってからやっていくようにしてもらって。もうこれは一議員が、被告人みたいにずっと犯人扱いされて呼び出されて、こう来とるわけですね。やっぱそういうのをやめてから、ここで打ち切って、そして他のいろんな形のこれから先の問題については、やっていくようにした方がいいということですから先ほどから言ってるわけです。そこでもう呼ばないということでもうしたわけだから。またそれをいろいろぶり返してやるということは、またおかしいことになってくるわけね。だから違った角度からまたやってほしいと私は思いますね。だから西岡議員に関することはもうこれで終わってからね。私はそういうことを願いますね。

○委員長（喜々津英世委員）

はい、他にありませんか。先ほど私の提案が、西岡議員から直接話を聞きたい、弁明を聞きたいということと、教育委員会関係者、副町長のそれを一緒くたにして提案をしました。まずそれについてはすべきだという方が少数でありましたけれども、提案の仕方が悪かったという御意見もありましたので、もう一度ここで確認をさせていただきたいと思います。まず、本来は弁明というのは議会としてある程度の結論を下した後弁明の機会を与えるというのが筋でありますけれども、今回の場合はそういう弁明ということじゃなくて、再度疑義の解明に協力をしていただくという意味で、参考人として呼ぶか呼ばないか。まず、これについてお諮りをしたいと思います。今私が申し上げましたように、西岡議員に対してなお疑義の解明が必要だという方は御起立お願いします。一応オブザーバー5人起立少数ということで、西岡議員については参考人として呼ばない。

次に、副町長、教育委員会関係者についてどうするか。これについて、説明を求める機会を設けるということに賛成の方は御起立ください。賛成少数。よって、西岡議員、それから教育委員会、副町長についての説明を求める機会は設けないということを決定をさせていただきました。

次に、先ほど、若干御提案をいたしましたけれども、委員各位の今回の問題が政治倫

理条例に抵触するか否かについて、文書でまとめるということについて、お諮りをします。そういうふうにしたいと思いますが、賛成の方御起立ください。はい。起立多数。よって、後もって文書はお示しをいたしますけれども、文書によって提出をしていただきたいと思います。提出期限を8月16日15時までいたします。メールあるいは事務局に持っていただく、いずれかの方法で8月16日の15時まで、いうふうにしたいと思います。

それでは次の調査特別委員会を8月23日9時30分から開会をするということで御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、確認をしておきます。調査票の提出期限を8月の16日15時まで。それから次回の第5回の特別委員会を8月23日9時30分からということで。暫時休憩します。25日金曜日です。9時30分からということでよろしいですか。はい、じゃあ、25日9時30分から第5回の委員会を開会するというので決定をさせていただきます。ほかになければこれで終わりたいと思いますが、よろしいですか。はい、長時間にわたり御苦勞さまでした。本日はこれにて散会します。

(散会 16時15分)

委員長